

指定障害児通所支援事業所に係る基準省令の改正状況（令和4年度改正分）

○下記、市の基準条例については、市の独自基準に関するもの以外は、国の所管省令等で定める基準の例とすることとしています。

NO.	省令の名称	改正の概要	施行日	対応する条例の名称	担当課
1	<p>○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和4年11月30日厚生労働省令第159号)</p>	<p>(安全計画の策定等) 指定障害児通所支援事業所において、児童の安全の確保を図るための以下の措置を講じなければならない。(※) ①安全計画の策定 ②安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施 ③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知 ④定期的に安全計画を見直し</p> <p>(従業員の員数) 保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従事者については、保育所等を利用する児童への支援も行うことができるものとする。</p>	<p>令和5年4月1日 (※)は令和6年3月31日まで1年間経過措置</p>		
2	<p>○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和4年12月16日厚生労働省令第167号)</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止) 民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除に伴い、懲戒権に係る規定の削除</p>	<p>公布の日</p>	<p>高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例</p>	<p>子育て総合支援センター</p>
3	<p>○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和4年12月28日厚生労働省令第175号)</p>	<p>(自動車を運行する場合の所在の確認) 指定障害児通所支援事業所において、自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合、自動車にブザー等の児童の見落としを防止する装置を備え、降車時の児童の所在確認を行わなければならない。(※)</p>	<p>令和5年4月1日 (※)は令和6年3月31日まで1年間経過措置</p>		